(b)　当該個人が、当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において、合計百八十三日以上の期間当該他方の締約国内に滞在する場合。この場合には、当該所得のうち当該個人が当該他方の締約国内で行う当該活動によって取得する部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条　給与所得

1　次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他の報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他の報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b)　当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c)　当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶内又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十六条　役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条　芸能人及び運動家

1　第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十八条　退職年金

退職年金及び一方の締約国の社会保障に関する法令として当該一方の締約国において課税上認められたものに基づく他の退職年金に類する報酬であって、当該一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に対して支払われるものに対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条　政府職員

1　(a)　一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他の報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他の報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i)　当該他方の締約国の国民

(ii)　専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2　一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金その他の報酬については、第十五条から第十七条までの規定を適用する。

第二十条　学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十一条　その他の所得

1　一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第二十二条　減免の制限

1　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約の特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除き、その所得については、当該特典は、与えられない。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国が当該所得を両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱う場合において、次の(a)又は(b)のいずれかに該当するときは、この条約の他の規定に基づいて与えられることとなる租税に関する特典は、その所得については、与えられない。

(a)　当該一方の締約国及び当該両締約国以外の国又は地域において当該所得について現に納付される租税の額の合計が、当該所得が当該一方の締約国内において当該一方の締約国の企業によって取得され、又は受領されるとし、かつ、当該両締約国以外の国又は地域の内に存在する恒久的施設に帰せられないとしたならば当該一方の締約国において当該所得について納付されたとみられる租税の額の六十パーセントに満たない場合

(b)　当該恒久的施設が、この条約の特典が要求される当該他方の締約国との間において有効な所得に対する租税に関する包括的な条約を有していない両締約国以外の国又は地域の内に存在する場合。ただし、当該恒久的施設に帰せられる当該所得が当該一方の締約国において当該一方の締約国の企業の課税標準に含まれるときは、この限りでない。

この2の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。もっとも、この2の規定が適用される利子及び使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができるが、その租税の額は、当該利子又は使用料の額の二十五パーセントを超えないものとする。